

## 令和元年度第4回唐津市男女共同参画推進協議会 議事録

1. 開催日時 令和元年10月30日（水）10：00～12：05
2. 開催場所 唐津市役所大手口別館 5階会議室
3. 出席委員 池田会長・石山委員・浦郷委員・斧山委員・久保委員・合田委員  
田坂委員・田代委員・中島委員・能隅委員・松本委員  
吉村委員 [計12名]
4. 欠席委員 坂口委員・竹永委員・谷口委員 [計3名]
5. 事務局 男女参画・女性活躍推進課 船岡課長、森係長
6. 審議の内容

**（事務局）** それでは、ただいまから唐津市男女共同参画推進協議会を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。

田代委員からは少しおくれますというご連絡がっております。竹永委員、谷口委員は本日欠席のご連絡がっております。坂口委員は現在確認を取っているところです。

傍聴者の方は1名です。

本日の会議はお手元にお配りしております次第に沿って進めてまいります。

議事に入ります前に、前回会議の際にいただいておりますご意見、ご質問への回答として横長の資料をお配りしております。

資料をもとにポイントを絞って説明したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、一番上、最初のところですが、子育て支援からある程度回答をもらっており、認可外保育園と認可保育園では保育料というのが違い、無償化になるのかというご質問でしたけれども、こちらは無償化になります。

これは特例がございまして、5年間の経過措置の間に認可保育園と同等の質の向上を図ることが前提でございますので、それに該当しなくなると無償化ができないという条件があるようです。現在は経過措置期間ですので、全ての保育園が認可外であろうと認可であろうと無償化になりますということです。

そして、認可外保育の現状はどのくらいあるんだろうかということでしたので、一番後ろ、別紙に施設の状況をつけております。病院であるとか、事業所の外に設置されているところが今は多いようです。

幼稚園、認定保育所の整備と運営内容のご質問でしたけれども、整備は言葉のとおり施設の改築であるとか大規模改修のことです。運営につ

いても、これは市報の6月号か7月号でご紹介していたように、保育士の就業率を上げるために、家賃負担であるとか就業の準備金とか金銭的な負担に対する不安を取り除くサポートで平成30年度より3年間ぐらい補助金を設けて進めていくようです。

次のページをお願いします。

一番上の子ども子育て支援計画と、一つ飛ばして、放課後児童クラブの現状はというのが似ておりますので同時に説明します。

放課後児童クラブはそういうものがやはり不足しているんじゃないかと、そして方針のほうも指標にするべきではないかというご提案をいただきましたので、現況を調べてみました。そうすると、待機児童、放課後児童クラブの利用が必要な児童が当初入れないというものが約50人ぐらいいるようです。こちらを解消するというので、指標のほうに項目としては放課後児童クラブの利用が必要だが利用できない児童数50人、それを0にするということで挙げております。

具体的にもう一度、11月12日に子ども・子育て支援事業計画の検討委員会のほうがございますので、そこで自分たちが何をやっていくのがいいのか、方針などが決まっていくようですので、こちらと協議をしながら、もっと大切なものが挙がってくるようであれば、そちらも検討したいなと思っています。ちょっと時期がずれるので、皆様にはお伝えできずに改めていきなり入るようなことになるかもしれませんけれども、そのところはご了承いただきたいと思っております。

そして、放課後児童クラブの不足、入れないところのどういう対応ができるかというところは、既存の施設をまず利用するというのを念頭に置いてやっていくけれども、それでも間に合わない、利用者が多いというようなところがあれば新設ということになっていこうかと思っているけれども、今のところその施設がないか検討を重ねているということで回答をもらっております。実際には、50人と言っておりますけれども、休みの期間、冬休み、夏休みに昼間に1人であるというような条件になる子どもを入れるときにその期間だけ申し込みをするというものがありませんけれども、その休みの期間だけはぐっともっと不足し、利用希望者がオーバーフローしている状況です。ですが、まずは通常から、利用したいけれども利用できないような子どもさんたちがまず入れることが一番だということで、指標やや低めにしています。休みのときの受け入れる体制は次の段階かなということで検討をしているところです。

項目として一つ戻りまして、「子どもとその家族等に専門的な支援を総合的かつ継続的に行う子ども家庭総合支援拠点の体制を整備するこ

とで相談体制の充実を図る」というふうに記載されていたところですが、それは皆様のお手元に配布した 72 ページをご覧くださいと思いますけれども、こちらは、子育ての枠の一番下のところに「児童虐待の通告から」というふうに表現自体を変えて事業記載をしているところでは、

次に進みます。ページの一番下、子育て支援課が担当している放課後児童クラブにおいてという文言ですけれども、こちらは放課後児童クラブで内容に差があるんじゃないかというふうにご質問がございました。

回答としては、研修等も行うし、資格を持ってやっているものであるので原則同じ運営です。ただ、現状として、幾らかおやつが出たりとかするようなどころはございます。だから、指導員の質としては同じですということの回答をもらっています。

次に行きます。高齢者支援課が回答している部分です。介護支援の充実というところに入っていきます。こちらは 63 ページをご覧ください。

63 ページ、介護の充実というところで、高齢者支援課が出している部分でのご質問だったかと思えます。これは「お互いに支え合えるネットワークづくり」というのがどういったものかということで、具体的なものを書いては、とのご意見でした。

その具体的なものが、情報交換の場をつくるというリフレッシュ、食事会であったり 1 泊旅行であったりというようなことで提案をされていて参加を呼び掛けているようではございますけれども、ここに書いているようになかなか人が集まらないんですね。20 人の少ない人数を募集したとしても毎回同じで、違う人にいろいろ使っていただきたいということがあるようでして、人集めに苦勞をしているという現状を聞いております。

なので、ここに具体的に書くことが難しいということで、表現としてはそのまま残しているところでは、

そして同時に、指標を挙げてみたらどうかということでしたけれども、今現在、高齢者支援課が進めているところは介護が必要になった人とか介護者とかそういう方たち、本人か介護者かそういう方たちというよりも予防に重点を置いている施策が多くて、ここに挙げるものは今のところ難しいですという回答をもらっております。

次に参ります。障がい者支援課が回答しているものです。

パーキンソンなど難病患者の交流会は是非市が主導となって開催してはどうかというような内容のご意見だったと思いますけれども、こちらが難病支援自体は市を通さずに県がやっていて、どなたが難病の指定になっているのかさえも市は関与しないということですので、こちらは市の担当課から県に、そういう内容でご希望がございましたということ

で伝えますということでした。

現況として、こういうものがあるんだということを承知しているところが、視覚、聴覚、身体、知的というようなものは保護者の会が存在するようです。消しているのは、会自体はあるけれども、活動休止で線を引いていますけれども、こちらはいずれも保護者たち、当事者たち、その方たちが自主的に会を開催しているという状態になります。

次に参ります。農業には家族経営協定があるが、商工とかそういうものにはないのかということでしたけれども、それに関してはないというのが回答でした。同等・同様の仕組みはないようです。

危機管理防災課が回答したものなどで 69 ページ、下のほうに記載しております。もともとの表記は「災害時におけるDV防止の啓発の推進」というような表現にしておりましたが、ここは復興のときも含めるべきではないかということでしたので直しをしております。「災害時・復興時の女性に対する暴力防止対策の推進」に変更をしております。

以上です。後で文面化したものを確認していただくということで大まかに説明をさせていただきました。

それでは、議事に入らせていただきます。

これまで3回の会議で委員の皆様からいただきました意見をまとめ、第4次計画案をまとめました。本日は、主に計画案第3部の基本目標1から4を重点的に再度ご意見をいただきたいと思っております。

それでは、唐津市男女共同参画推進協議会設置要綱第6条により、会長が議長となっておりますので、池田会長に議事を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会 長) 改めまして皆さん、おはようございます。今日が大体総まとめの集まりということになりますが、男女共同参画はいろいろな計画を各自自治体でつくってはおりますが、なかなか進みが都会ほどは早くはございません。小さなことでも少しずつ変えていきながら、よりみんなが生きやすい社会に、より快適な唐津市になっていくように今日も皆さん方のたくさんのご意見をいただきたいと思っております。

実は私は●●委員と2人で昨日、●●市の個人情報保護の会議に行つて参りました。個人情報保護の会議ですので、いかに情報をきちんと市が管理するかということをチェックする会議ではあるんですが、その中にアンケート調査についての議案がありました。アンケート調査の項目、アンケートの内容を挙げていて、その中に職業を問う欄があつて、会社員、パート、アルバイト、無職、専業主婦、学生というくくりがございました。専業主婦という言葉がどうもひっかかって、75歳を過ぎたら男

の人も女の人も大体無職になる方がほとんどだと思っただけけれども、その場合であっても女は専業主婦のまま男は無職になるのか。そうしたら、やっぱり家事は女の仕事という意識づけにすごく専業主婦というこの一言が役に立っている。(影響している。)

これは男女共同参画の視点からいくと、ここは(問題では?)と言いたいところだけれども、個人情報保護の会議でしたので。でも、ちょっと気になるのでと言ってみましたら、皆さんから、●●委員も含め、事務局も含めいろいろな意見が出て、最終的には家事従事者という言葉に変えることになりました。

一生懸命働いてこられた男性が定年退職後は無職になられるけれども、本来であれば家事従事者になられてもおかしくないわけで、専業主婦という言葉一つにしても、いろいろな私たちに思い込み、刷り込みをするものすごく強い力を持つんだなと思いましたら、今回のこの第4次計画の文言、言葉遣い一つにしてみてもしっかりと見ていくことが大切だなと思います。

まずは、先ほど課長に説明、報告いただきました横長のこの報告に関して再質問、改めてのご意見はございませんか。

私のほうから2点だけ。最後のページの高齢者支援課と障がい者支援課のところですが、どちらも社会的弱者と言われる方々に対する行政サービス部門になりますが、なかなか募集しても集まらないということで悩んでおられるということでした。ニーズに合ったものであれば参加者は多いのであって、介護者は果たして旅行したいのか、食事をしたいのか、どういうサービス、どういう交流会が求められているのか。

人を集めることではなく、どうやったら人が集まるのかということも、今も悩んでおられるかと思いますが、もう少し検討していただきたいというのが一つと、それから、障がい者支援課のほう、説明の中で全て保護者の会であるということで、子どものうちはネットワークがあっても大人になるとネットワークがなくなってしまう、これは障がい者の社会進出の大きなバリアになっているところでございます。

唐津市としてできることをもっとこれからも考えていっていただきたい。情報が唐津市にはございませんというのであれば、佐賀県に要求していただければ佐賀県は非常に大切な目的であれば外部提供も行っております。

ないからできないではなくて、外部提供をしてもらってやれることもあるかと思しますので、唐津市民としてこれから先も障がい者の皆さん方は唐津のまちで暮らしていけます。どなたがおられるかよくわかりませんでは私は足りないと思う。これから先、多分国もこの施策につい

ては力を強めていくところだと思いますので、その準備としてやっぱりそういう気構えは必要かと思います。

(委員) 今の件で、多分この視覚、聴覚、身体、知的障がいというのはやっぱり養護学校の関連でもあるかと思うんだけど、別に高次脳機能障がいの場合とかありますよね。これだけ並べておしまいだったのでちょっと気になったのと、例えば難病相談支援センターはあるんですけども、唐津の人が個人的に相談をされて、動けないということであれば向こうから出かけてこられるんですよね。

ということは、例えばそういう何か広報をして、相談会を市役所で行いますよとなるとニーズはあると思うんですよね。なかなか難病でいろいろ困っているんだけど、まず知らない。それから、県まで出かけていくのは大変であるとかですね。それはもう県の仕事ですって切り離さないで欲しい。

(会長) 私も全く同意見でございます。

(会長) では、第4次計画の案について事務局より説明をお願いします。

(事務局) こちらの資料を皆さんお持ちになっていらっしゃるでしょうか。計画書の案です。これと、計画書の案の中にもあるのですが、ちょっと見にくいので、このページは今日またこちらのほうにA3にしたものをご用意しておりますので、こちらのほうも見比べながら説明していきたいと思っております。また、差し替えの分、左肩どめで第1部というところから書いている資料があるかと思っておりますので、こちらを今日の説明の中で使いたいと思っておりますのでお手元にご準備をお願いします。

あとはお知らせです。どうしても会議の最後はばたばたとしてしまうので、ビニールの袋をお配りしています。袋から出していただく必要まではないですが、11月から12月にかけていろいろなセミナーをやりまます。一番上に置いているものが一番アピールしたいものなんですが、「みんなで考えよう地域防災～男女共同参画の視点から」ということで、昨今、いろいろなところでいろいろな災害が起こっているの、主に駐在員さんであるとか自主防災組織の方であるとか、男女共同参画の講演会をしてもなかなか来ていただけないような方に来てもらいたいという思いからこういった講演会の計画をしておりますので、お時間があられる方はどうぞご参加ください。あと、お近くの方にもお声かけをお願いします。

また、市報11月号、もうそろそろ各家庭に配られるかと思うんですが、市報の8ページに以前行った男女共同参画のアンケート調査の結果概要を載せています。そのほか、男女共同参画に関するセミナーのご案内、お出かけ講座のご案内などを掲載しています。その他、最初のペー

ジには、市内で創業された女性のことが取り上げられていますし、裏表紙に「頑張っています」というコーナーがあるんですけども、ここには、今日配っているチラシの中にも入れているんですが、お母さんの目線から防災活動をされている方の特集も組んでありますので、家に帰って見ていただくとうれしく思います。

あとは、ティッシュとこのリーフレットを入れていますが、11月の12日から25日が女性に対する暴力をなくす運動ということで、これは内閣府が制定していて全国でやっている運動です。11月に入って啓発を行っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

資料等の説明は以上で終わります。

それでは、計画の案の説明のほうに入らせていただきます。表紙に「デザイン」となっているものをご準備ください。

強調したい箇所や前回からの変更のポイントを絞りながら、全体を説明し、そのあと皆さまのご意見をいただきたいと思っておりますので、少し長くなりますが、ご了承ください。

(会 長) ということは、全部行くから私たちは「あっ」と思ったことは書きとめて、終わったところで質問すればいいんですね。

(事 務 局) そうですね。

(会 長) じゃあ、皆さん、ペンのご用意を。後で言おう、覚えておこうと思っても忘れますから、ペンの用意をお願いします。

(事 務 局) 早速、1ページの差し替えの分を。早速、策定の趣旨が書き替えになってしまったんですけども、策定の趣旨の書き替えをした理由というのは、もともとの文章と見比べていただくとわかるかと思いますが、策定の趣旨として、唐津市が平成17年以降男女共同参画に取り組んできたことをまず書いています。

それから、DV計画を切り出して策定したことを書いていまして、平成30年に女性活躍推進計画を策定したところまでを前半に書いています。後半、今日お手元に配っている資料の「この3つの計画を策定して」というところから文章を変えました。

3つの計画を策定して取り組みを進めてきたんですけども、やはりそれではどうしてもやりにくかったこと、もともとそれぞれの計画の根底にはジェンダー、いわゆる社会的・文化的につくられた性別によって男性の役割、女性の役割というふうに役割を決めるという、そういった意識がどの計画にも根底にあるということ、あとは女性の人権の軽視があると考えたため、今回は3つの計画を一つにして、男女共同参画基本計画として策定をするものです、というように文章を変更しました。

この計画はあくまでもジェンダーに基づいて男女で差があるところ

を埋めていくことを念頭に計画をつくっていくというところをここで一回押さえております。

次に2ページ、3ページをお開きください。

基本的にこのあたりは5月の会議のときに説明をしたんですけれども、ここはどういった法に基づいてこの計画をつくりますということを書いています。書き足したところが3ページの中ほどの「また、計画の実施に当たっては第2次総合計画や他の関連計画をはじめ」、次からが書き足したところ。「2015年の9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、最近よく新聞とかにも出てきていますけれども、いわゆるSDGsというものを踏まえて進めていく必要がありますというところを書き足しております。

唐津市では現在、第2次総合計画の後期計画を策定しているんですけれども、その中でもSDGsを意識して取り組みを進めるというところをうたっております。下の方、文字が小さいんですが、米印のところにSDGsの説明を入れています。これは全世界で取り組むべきものなんですけれども、17ある目標のうちの目標5がジェンダー平等を実現しよう、それから目標10が人や国の不平等をなくそう、目標16が平和と公正を全ての人に、というところは男女共同参画社会の実現に通じるものでありますので、書き足しております。

次に、第2部の5ページは全く前回の会議と何も変更しておりません。6ページも変更は特にしておりません。

7ページのここが二つ加筆をしております。「令和元年6月」というのが二つ、前回の会議が令和元年の5月だったものですから、それ以降の分ということで、6月に女性活躍に関連する法の一部改正等が行われておりますのでこの部分を書き足しております。

次に8ページ、9ページ、10ページまでは何も変わっておりません。

11ページからが統計データになるんですが、こちらは5月の会議のときは結構盛りだくさんに統計をいろいろ入れていたんですが、今回、掲載するデータを整理しております。

整理の視点としては、先ほど計画策定の趣旨のところでも申し上げましたが、男女共同参画実現に向けた問題の根底、課題であるジェンダーとか固定的な性別役割分担意識とか、男女で差があるというところをはっきりさせるための資料に絞っております。

あとは少子高齢化や人口減少、生活のスタイルの変化など、そういったものが見られる情報のみを掲載して、資料を整理しております。

20ページをお開きください。

ここは平成30年に実施した調査の結果をまとめたものです。こちら



も5月の会議で説明した後、特に変更はありません。全体的には唐津市の現状をここにまとめて、市民意識調査から見えたこと、企業アンケートから見えたこと、それから中生意識調査から見えたことをまとめております。

21 ページですね。こちらは今日お手元にお配りしている左肩どめの分を同時にご準備ください。

21 ページの前回計画の評価は、前回の計画を会議のときに提案したときは達成した指標が幾つとかという感じで表でまとめていました。その表に関しては今日お配りしております資料の後ろのほう、資料編にまとめております。表だけでは分かりにくいということで、前回計画の評価を文章化をしました。皆さんに資料を送付した時点から少し内容を見直して、21 ページ、左肩どめをしている資料の21、22、23 に差しかえをしています。

前は数字だけを挙げていたんですが、具体的にどんなことをしたということに触れて、その結果、何らかの目標達成に至らなかったとか、そういったことを21 ページ、22 ページのほうで書いています。

次に、新しく書き足したページ、24 ページをお開きください。

統計データですとか前回計画の評価、あとは3つのアンケート調査の結果を踏まえて、これから第4次計画で取り組んでいくべき課題をこちらに整理をしています。

課題の説明は、男女共同参画意識を確立する必要があること。それから、男女共同参画社会実現に向けて生活基盤の整備をする必要があるということ。それから、男性も女性もともに働きやすい職場づくりをする必要があるということ。あとは、これまでも取り組んできましたが、引き続きあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを推進していく必要があるということ。こちらでまとめております。

次に、第3部に入ります。

25 ページの図は何も変わってはいないので、26 ページが今日お配りしているこの分ですね。ここはA4に小さく入っていますが、でき上がるときはA3で、この細かい字で書いているものとかが、折り込むか見開きになるかはちょっと検討しますが、こんな小さいものにはなりません。わかりやすいようにします。

それから27 ページ、ここも新しく追加をしました。改めて4次計画を策定する際に主に強調している点を再度ここで整理しています。

男女共同参画社会の意識づくりとしては固定的な性別役割分担意識の解消がまだまだ必要だということ。1番ですね。

それから、政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で参画する必要

があるということを2番に書いています。

それから、安全・安心な社会づくりとして、地域防災における男女共同参画に取り組んでいくということを3番に書いています。男女がともに働きやすい環境づくりとして、従来の男性中心型の労働慣行を見直して、男性も女性もともに働きやすい環境づくりを進めますということを4番に書いています。5番は、男女間の暴力のない社会づくりとして、暴力防止に向けて引き続いて取り組んでいくことを書いております。

28 ページからが基本目標別の考え方ですとか施策の方向、あとは指標とか具体的な取組を書いています。

28 ページ、こちらは前回会議と何ら変更はございません。

施策の方向としては、固定的な性別役割分担意識の解消、幼少期からの意識の形成、方針決定過程への参画と、あと市役所での取組の強化というところを挙げております。

29 ページの指標ですけれども、ここをちょっと一部修正しています。前回から変わったところを申し上げますと、指標の上から4番目、家事を自分・パートナー同程度に行っていると回答する男性の割合というものを追加しました。これはもともと活動指標のほうに挙げていたんですけれども、もう一度私たちのほうで活動指標と成果指標ってどう違うんだということを再度見直しました。

成果指標というのは、29 ページの下のほうに書いていますが、計画期間が終了する5年後に目指す成果で、今現状このくらいのものをこのくらいに上げるということを目指すものが成果指標です。

そして、活動指標、33 ページをご覧ください。基本目標を今回4つ掲げておりますが、この目標を達成するために毎年どのような活動、どのような事業をどのくらい行うかというものを掲げたものが活動指標ということで、ここではフォーラムの参加者数などを挙げています。

29 ページに戻ってください。

加筆をしていただきたいところが1カ所ございます。成果指標の上から三つ目、「男らしく、女らしく」と言われたことがある中学生の割合というところなんですけれども、この「男らしく、女らしく」の脇に「男のくせに、女のくせに」という言葉も追加をしてください。アンケート自体が「男らしく、女らしく、男のくせに、女のくせにとか」という聞き方をしていて、前回の会議のときに会長から、らしさというものは自分からにじみ出るものは別で、周りから押しつけられることが問題なんだというご説明があったと思うんですけれども、そこをはっきりさせたいので、今回、説明も「男らしく、女らしく、男のくせに、女のくせに」

というようにしたいと思います。

次のページをお開きください。

30 ページ、ここも前回から何も変更はありません。現状と課題ですね。アンケートから見えたことなどを書いています。

32 ページをお開きください。

具体的な取り組みに入ります。ここも前回の会議から何も変更したところはないです。

次に、34 ページをお開きください。

ここも特に前回から変更をした箇所はありません。

36 ページの具体的な施策ですね。ここの主な取り組みの三つ目の子どもの体験活動にかかわる地域のリーダーのところ、それから青少年にとって有害な環境の浄化、青少年の相談窓口の整備、ここは前回の会議のとき空欄になっておりました。大変失礼しました。ここもそれぞれ担当課の生涯学習文化財課のほうに聞き取りをして追加をしております。

その次、37 ページ、教職員の意識向上。ここもすいません、前回空欄になっておりましたので、ここも学校教育課のほうに聞き取りをして文言の追加をしております。

それから、37 ページ、学校での人権・男女平等教育の推進のところ、私ども男女参画・女性活躍推進課の取り組みとして一つ追加をしています。学校で開催する子ども、保護者、教職員を対象とした研修会向けの補助教材ですとか、あとは講座の情報を積極的に学校に提供するというのを追加しております。

それから、活動指標が前は5つあったんですが、絞りました。男性の家事・育児・介護参画を促進する講座の実施回数というものを今回新たに追加しています。

38 ページをお開きください。

政策・方針決定過程への女性の参画促進。ここも特に何も変更はしてありません。

39 ページも特に変更はしてありません。40 ページ、こちらも変更はしてありません。

41 ページ、市役所での取組強化ですね。ここも変更はしてありません。ただ、前回のとき具体的な施策のところの書き込みが全くなかったもので、そこを書き込んでおります。取組自体は掲げていたんですが、具体的に何をやるのかというところが書いていなかったもので、そこを書き込みしております。

次に、42 ページですね。前は指標がたくさんあったんですが、根本は職員の意識改革、職員の意識を上げていくことが必要だということで、

意識改革につながるもの、あとは働きやすさにつながるものに精査をして4つに整理をしております。

43 ページをお開きください。

基本目標2、安全・安心な社会づくり。ここも特に変更はしておりません。

44 ページ、成果指標です。ここで以前は子どもの貧困率を挙げていました。貧困率自体は国民生活基礎調査という国の統計から出すことができますんですが、子どもの貧困に対しての市の具体的な対応というのが実はまだこれからなんですね。

計画もまだこれから担当課でつくっていかうという状況の中、ここで私どもが先行して目標を指標として掲げることが非常に難しかったものですから、貧困対策も当然必要なんですが、成果指標として挙げるにはふさわしくないということで落としました。

45 ページをお開きください。

地域防災のところですね。ここも大きな変更はないんですが、この現状と課題の一番下の段落、「このことから」というくだりですね。ここで以前は「男女共同参画の視点に立った防災対策の推進等」という表記をしていましたが、ここを、主に避難所運営なんですけれども、「女性の視点に立った避難所運営」という形で、現状と課題では「女性の視点に立った」という言葉を使っております。

ただ、下の具体的な施策の地域防災における男女共同参画の必要性の啓発・情報提供では「男女共同参画の視点を取り入れた」という表記をしています。通常、国も、それから県が言うときもこういった表現をしますので、課題には「女性の視点に立った」ということを書いていますが、施策では「男女共同参画の視点に立った」という言葉をあえて使っております。

それから、市民の防災体制の構築の奨励や支援で、危機管理防災課が防災関係は主に担当するんですが、内容を整理して書き直しております。

男女のニーズに配慮したというところは全く表記がなかったので、ここに関しては聞き取りをして追加をしております。

それと、一番下の災害時・災害復興時の男女共同参画の取り組みに関する調査と情報収集で、以前の会議で委員から、災害時のワーク・ライフ・バランスを言われたので、災害復興時・災害時の特に性別役割分担意識がやはり問題になっているというところで、私どもからの取り組みとして、実際いろいろな災害が今まで起こっている事例ですとか、国や県が出しているもの、民間調査結果などを踏まえながら情報収集をして、防災担当課にこういった注意が必要だとか、こういった視点を持

つべきだとかということを随時働きかけをしていきたいと考えております。

46 ページをお開きください。

ここは、地域消防、消防団を担当する部署の具体的な取り組みが分かりにくい書き方になっていたので、表現を明確にして整理しております。

それから、防災分野への女性の積極的参加の啓発というところで、ここも空欄になっていましたので、所管の危機管理防災課に確認をしました。現在、危機管理防災課では、自主防災組織を増やそうとしております。そこで、自主防を作る際に、実施決定過程に女性は参画しているんですかというふうに聞きますと、自主防の中にいろいろな班があるらしいんですね。その中に女性が入ってもらっている班があるので、その班長さんが全体会議に参加することで、女性の意見も入る形になっておりますと聞いています。そういった形で女性の参画を意識しながら取組を進めていってもらいたいと思っております。活動指標は変更ございません。

次に、47 ページをお開きください。

生涯を通じた心身の健康支援というところで、ここも大きく変更はありません。前回、働く場で母性を尊重されるというところで「子どもを産み育てる」という言葉が入っていたので、そこは育てるを削除しております。

次のページをお開きください。ここも変更はありません。

具体的な取り組みですけれども、ここは主な取り組みの項目自体の変更はありません。空白の部分がたくさんありましたので、そこを埋めました。ここも最初に計画策定の趣旨のところの説明しましたように、やはり男女共同参画の視点に立ってというところが事業をする中でも必要であろうと思っております。

50 ページをお開きください。

ここに関しても特に変更等はありませんが、妊娠・出産・育児に関する相談・保健指導・健診の充実のところが空欄になっておりましたので、そこを書き足ししております。

それから、活動指標で、前は特定健康診査と特定保健指導と2つ挙げていましたけれども、これを健康診査一本にまとめております。

それから、特定妊婦の現状値が入っておりませんでしたので、ここを119人と書き足ししております。

51 ページ、ここが暮らしに困難を抱えた人への支援というところで、前半の文章は少し書き足しをしたところがあります。3行目のところで、「また、男女の置かれた状況の違いから」というところを書き加えてい

ます。

前は「ひとり親家庭」というところから始まっていたんですけども、男女の置かれた状況が違うために、ひとり親家庭、高齢の人、障がいのある人、外国人など、なお一層困難を抱えることがあるというところを再度ここで押さえております。

52 ページをお開きください。

ここも変更は特になかったんですが、前は主な取り組みが「高齢の人や障がいのある人が安心して暮らせる生活支援」というふうに高齢者、障がい者でまとめて一本になっていたので、そこを分けて、「高齢の人が安心して暮らせる環境づくり」、「障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり」と分けました。

それと、2番、性別にかかわりなく、53 ページですね。ここの表記がもともとなかったもので、所管である人権・同和対策課のほうに確認をしました。主に啓発、それから市独自で相談窓口をつくるというところまではまだなかなか難しいところではありますので、まずはLGBTを知ってもらうというところから始めていきます。それから、既に法務局が設置している相談窓口、それから県が設置している相談窓口、あとは民間の支援団体などがありますので、そういったところを積極的に情報を発信していくと聞いています。

活動指標のところですね。前は認知症サポーター養成講座とかを挙げていたんですけども、今回、ひとり親家庭の自立支援に関するものと、あとはLGBTに関するものが何もなかったもので、そこは公民館などでの人権研修・講座の開催を目標に掲げております。

54 ページのほうにお進みください。

男女が働きやすい環境づくりというところですね。ここも内容は全く変わっていませんが、書き方を少し、以前はこの基本的な考え方と下の施策の方向の順番が揃っていませんでしたので、そこを整理しております。内容は変更していません。

55 ページをお開きください。

ここも成果指標と活動指標を整理しました。今回、活動指標に挙がるべきものが成果指標に挙がっていたりというところがありましたので、そこを見直ししています。

56 ページをお開きください。

ここも特に変更はしておりません。

58 ページ、具体的な取組、施策の主な取組で啓発にすることがばらばらになっていたもので、広報・啓発活動の推進ということでまとめました。内容は特に変わっていません。

ハラスメント防止対策の推進ですが、生涯学習文化財課で企業に向けた人権啓発を実施していますので、その中で当然ハラスメントのことであるとかそういったことも取り上げていくということでしたので、生涯学習文化財課の取り組みを今回追加しております。

59 ページをお開きください。

農林水産業、商工業における男女共同参画の推進というところで、ここも特に記載の変更などはありませんけれども、担当の商工振興課と話をしていくと、どうも私たち男女共同参画担当が起業と就業を混同しているのではないかという指摘がありました。そこで現状と課題ですが、起業と就業を分けて考えようということで、下から4行目、「子育てや介護などで離職した女性の再就職に向けて職業訓練などの能力開発や求人情報などの提供を行います」というところがまず就業。その次から「女性の起業に当たっては」というところで、起業と就業がきちんとわかるように少し書き方を変えています。

それから、次の具体的な取り組み。この中で以前、委員から、農林水産業の現場でのハラスメント対策とかはどうなんですかというふうなご指摘があっていたんですが、ここに関しては労働環境の整備促進の中の職場環境の整備というところの中に当然ハラスメントの防止も含むというふうに整理をしました。

60 ページをお開きください。

以前は就業と起業を一緒に書いていたんですが、あくまでも施策としては就業の支援、起業の支援というところで、取組のほうで就業に関するもの、起業に関するものとわかるように整理しております。

61 ページをお開きください。

ワーク・ライフ・バランスの推進です。ここは大きな変更はないんですが、現状と課題の下から2行目、「育児・介護や病気の療養をしながら安心して働き続けられるよう」を、前回、●●委員から、病気療養、病気と仕事の両立というところも今から問題になっていくのではないかというご意見をいただきました。病気療養に関する取り組みが今すぐ何か市としてあるのかというと、そこまでは具体的な施策のほうには挙げることができなかつたんですが、こういった課題があるということに記載しております。

62 ページをお開きください。

ここも啓発のところを少し整理したんですけれども、内容は前回の会議とほとんど変わっておりません。

63 ページ、子育て支援、仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備というところで、内容に関しては変更はないです。

放課後児童クラブの利用が必要だが利用できない児童数、ここの現状値のところに「50」と記入をお願いします。ここの50は令和元年の5月1日時点の数値になります。

それから、下の認知症サポーター養成講座というところの件数です。これは先ほどあてはまる事業がないというふうに説明しましたとおり、仕事と介護の両立というところではふさわしい指標ではございませんので、表の認知症サポーターの分に関しては削除をお願いします。

65ページをお開きください。

男女間の暴力のない社会づくりというところ、これは今日配っている分の左肩どめの資料と一緒に開いてご覧ください。

まず、前回は男女間の暴力と言いながらDVのことしか書いていませんでした。私たちの身近で男女共同参画の担当課として取り組むべきものはDVの防止、それから相談体制の充実なんですが、まずは一旦、基本的な考え方として、暴力はDVもありますけれども、性犯罪ですとか売買春、人身取引——性的な産業で働かせたり強制労働とかも含まれると思うんですけれども。セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するもので、これは男女共同参画の実現に向けて克服すべき重要な課題ですということをまず最初に押さえました。その中で、「特にDVは」というところで書き込みをしております。

次のページになりますけれども、成果指標、66ページは何も前回と変更はございません。

差しかえのほうを見てください。67ページの男女間のあらゆる暴力の根絶というところも、しっかり「男女間のあらゆる暴力」と言っておりますので、まずはいろいろな暴力、「DVをはじめとする」という言い方をしていますけれども、DVをはじめとする暴力は個人の尊厳を侵害するもので、男女共同参画社会の実現の妨げになりますということを一旦押さえて、それからDVのことを説明しております。

あと、前回デートDVに関して、学校での男女共同参画というところで、ここはもう全て子どもたちの人権意識の啓発というところに含めていいんじゃないですかというご意見もあったと思うんですけれども、DVの未然防止教育ですとか、こういったことに県も力を非常に入れられておりますので、DVという視点で若年者へのアプローチをしたいという思いがあり、ここにまだ残しています。

次に、68ページ、それから69ページなんですけれども、69ページの施策の①というところの修正をお願いしたいのですが、今、「DV防止に向けた」というふうに書いていますが、ここの「DV」を「暴力」に



直してください。

リーフレットを作って啓発しているのは、主にDVなんですけど、女性に対する暴力をなくす運動というのはDVだけではなくていろいろな暴力があります、ということで、ここでは暴力全般の防止の意識啓発というところで考慮したいと思っております。

施策の広報・啓発の促進の中の国際交流・地域づくり課というところの分が今回、72 から 73 です。あらゆる人に対する相談体制の充実というところで、聴覚障がいのある方とか高齢の方など、相談に支援が必要な方たちのことをここに書いていますので、外国人のこともそちらに移したいと思えます。これは差しかえのほうには表記していませんが、73 ページに移動をお願いします。

それから、前は災害時・復興時の女性に対する暴力防止対策の推進というところで、何をしたいのかよくわからないですねというご指摘をいただいたような取り組み内容になっていましたので、そこを再度訂正して、出前講座や研修などで災害時・災害復興時の女性に対する暴力の防止が必要だということを周知するなど、やることをきちんと明確に記載をしています。

施策の2の若年者に対するDV予防教育の推進というところで、ここに関しては暴力ではなく、県もDV予防教育という形で進んでいますので、DVというところで若年者に対してアプローチをしたいというところで、ここはあえて「DV」という言葉を使っています。

活動指標は特に変更はありません。

71 ページをお開きください。

相談体制の整備と被害者支援の充実。ここも大きく変更はございません。

72 ページをお開きください。

ここは、先ほど説明がありましたとおり、虐待とDVの関係を少し明確に記載しています。子育て支援課取り組みの上から4つ目のところで、ここは修正をしております。

73 ページをお開きください。修正などは特にないです。73 ページの下のほうも特に修正などは行っておりません。

それから、74、75 です。75 のイメージ図は前回から少し見やすく整理をしております。記載の内容に関しては変更はございません。

この後は参考資料となります。

参考資料 79 ページの●●委員の役職の訂正をお願いします。

80 ページからの要綱などは、もう少しページを絞れるように、あと見やすくなるようにレイアウトの調製を行う予定です。一旦、こういうイ

メージででき上がっていくというところをお伝えするために、今回載せております。

あとは、今回入れておりませんが、用語の解説もきちんと入れる予定にはしております。

以上です。

(会 長) 大体どれも話し合いの場を設けてやってきたところではありますので、大きく変更というのはそうないんじゃないかとは思いますが、もう最終ですので、言い回しをもうちょっとわかりやすくとか、小さなところでも構いません。気づかれたところがあったら。

どこという、最初から順番ということはございません。一人二つずつほどよろしくお願ひしたいと思います。早いもの勝ちです。

お願いします。

(委 員) 単純なところなんですけれども、74 ページ。本人通知制度と支援措置制度の説明（が入れ替わっているようです。）

(事 務 局) 米印の下の説明のところですね。

(事 務 局) ありがとうございます。助かります。

(委 員) それと、LGBTで「s」が入っているのと入っていないのは何か意識的に分けられていますか？

(会 長) LGBT「s」が抜けているところはどこでしょうか。

(委 員) 73 ページのところの相談窓口の周知ですね。

(事 務 局) ありがとうございます。窓口周知の二つ目ですね。小さい「s」を入れます。すいません。

(会 長) ほかにはございませんか。

(委 員) 29 ページの、大人から「男らしく、女らしく」と言われたことがある中学生の割合のところ、目標値が令和6年度には0%ということになるんですが、これは0%に何かどうしてもちょっとひっかかるころがあつて。やっぱり今までの世の中って男女がいて、ある程度持って生まれたものというか、そういうところで女性らしい、男性らしいというものがあることによって成り立っている（と思います）。

だから、もともと女性が持っているものを自然に醸し出すようなものがあつて成り立っているところがあつて、これをただ文章化して「男らしく、女らしく」と言わないようにするという、その目標値を0にしてしまうということにしてしまっているのかなという感じがして。

私たちはここで説明を聞いて納得しているんですけども、全体的には文章だけでこういうふうな形になってしまうと、やっぱりある程度女性らしいところがあつたり男性らしいところがあつて成り立っている部分もあるので、例えば実際「ここには女の人もおるとにえらい散らか

つとるね」とか言われたらちょっとむかつかるとか、あつたりもするんですけれども、だけど、例えば商工会議所女性会の中の活動指針にもあるんですけれども、女性らしさ、女性の持つ柔軟性を生かしてとかいうような言葉もあつたりするところがあつて、もう少しこのところをうまい具合の表現ができないのかなというような気はするんですけれども。

(会 長) ありがとうございます。

まずは「男らしく、女らしく」だけでなく「男のくせに、女のくせに」という言葉を入れました、ということその前のほうで言われていたので、ここにも「男のくせに、女のくせに」も入るところかなと思つただけけれども、言われて不快な思いをしたことがあるということですよ。言われただけではなくて、そう言われて不快な思いをしたことがある中学生の割合を0%って確かにこれは無理な目標設定だなと。

言われたことで不快な思いをするときもあれば、それが至極なるほどねと思うときもあるわけだから、0%というのは確かにちょっと違和感が。

だから、今度アンケート調査をとられるときも、「男らしく、女らしく」を言われた」だけでなく、「男らしく、女らしく」とか言われることで不快感を感じた」というところまで入れて、アンケートの話になるけれども、アンケートの設問項目はそう書くべきであるし、不快な思いというのであれば目標数値0%に近づけるといふのはとても意味のあることなので、ここもそういうことで書かれていると思うんだけど、言葉が多分全部は書けないので。

(事 務 局) そうですね。皆さんがおっしゃるとおりで、私たちもそこは詰まったところとして、女らしく、男らしくというところを考えたときにどうしても中学生ぐらいに伝わっていないかもしれない、というのが言葉だけに走ってしまいそうだったので。何がいけないかというのは、やっぱり女だからこんなことをしてはいけないとかいう否定されること、何かをしたいと思つているのに、女だからやってはいけない、男だったらやれるとかいうその差がいけないんだというところで、そこでこれをして、「男のくせに、女のくせに」と入れるともっとわかりやすいんじゃないかというところで今日は追記してくださいというお願いをしたところでした。

(会 長) できれば、「男のくせに、女のくせに」と行動を制限された」という言い回しに。

(事 務 局) アンケートをとったときに質問として、言われて嫌な気持ちになった、嫌だと思つたという質問が一つにあつて、「男らしく、女らしく」「男の

くせに、女のくせに」と言われて嫌な思いをした」というふうにもうちよっと絞って値を書いてみたいと思います。

(会 長) そうしたら、0に近づけるという意味があると思う。

(委 員) どちらかという、「男のくせに、女のくせに」というのを「男らしく、女らしく」よりも先に出したほうがいいのかと思います。

(事 務 局) そうですね。

(委 員) それだけだとちょっと足りないね。女のくせに、男のくせにというのはあまり適当じゃない。

(委 員) もとに戻ったような気もするね。この言葉で男女共同参画社会の次代を担う青少年が0%だとなると考え方がもとに戻ったやんというような。

(委 員) 私自身、どこでもはっきりものを言うてしまうのですけれども、中学生とか高校生とか、子どものときには言われることはなかったんですけども、大人になって「女のくせに会議のときにいろいろ言うな」とかよく言われることがあるようになって、それはもう例えば中高生のほうがある程度平等に感じていることが一般の社会に出た大人の人たちのほうがそういうふうな考えを持っているというか。

(会 長) いや、小学校、中学校の学校の先生はここにいらっしゃるかしら。案外男尊女卑はひどくて、男を先にとか女はサブに回れとか、それはかなり。ですから、高校進学の三者面談なんかのときにも、いや女の子はもう短大まででいいかなとか、もう大学に女の子は行かなくても地元で就職すればいいでしょうとか、そういうことを悪気もなくおっしゃる方はたくさんおられます。

それこそ、学校の先生がいるかないかわからないけど、学校という特殊な、あそこは一つ特別な空間で、その中でずっと長年やってこられている年齢の高い先生になるともう男女共同参画の意識は、ここではおわかりなんだけれども、言動としては出てこられない方とか、案外多くおられると思うんですね。

だから、子どもたちのほうが意識はより高く持っているので、これから不快感を持つとか違和感を持つ子どもたちはより増えると思います。

ここをちょっと文章が誤解のないように書き直していただく必要があるかなと私も思いました。

(委 員) 現状と目標値があります。一番上の100%に持っていくのはいいんですが、少し遠慮が(あるのかなと思います)。

前回のパーセントと比べると少しは伸びた目標値にはなっているけれども、ざっとこれぐらいですかね。例えば、4番で家事を……。

(会 長) パートナーと同程度に行っていると回答する男性の割合。

(委員) これは、現在は 24.8% ですけども、50% というのはちょっと背伸びをしながらこの 50% に持って行ってあげているけれども、これからの世の中をつくっていく方たちも若いです。中学生等もおりますので、もうちょっと伸ばしていいんじゃないかなと思います。

(会長) すばらしい。もうちょっとで手が届くんだけれどもという、もうちょっと高い数値のほうがいいですよ。

(委員) そうですね。半分かと思うと。男女共同参画でも半分だけ。これは一番大事な、やっぱり家事・育児のそういうのは男女共同参画ではしっかり唱えていかななくてはいけないところだと思っております。子育てもですね。だから、半分かと思って。

その次の審議会委員も 40%、大分伸びてはきておりますけれども、何となくこのパーセントの心配をしております。

(会長) 50% をぜひ 60% にしていただきたいと。

(事務局) 35 ページの家庭の中での役割を見るとなかなか、掃除、洗濯、食事の準備、後片づけというと子どもたちもちょっと。

(会長) 市役所側としては、これを 2 倍の 50% にするんですよということですかね。

(事務局) これも結構難しいので。

(委員) 目標値の達成値というか、絶対値というか、公民館でも運営審議会を設けているんですけども、やっぱり今までの地域の中の動きとか役職の関係とかでどうしても 50% いかない部分もあるんですよ。

でも、例えば唐津市でこういう公的な審議会は全て 50% 女性にすると、目標じゃなくて、(絶対) ですよと言われれば動きは簡単なんですよ。

目標と言われると、中でやっぱりいろいろ活動とかいろいろしないといけない。ずっと積み上げていく目標と、もう例えば委員さんを 50% 女性にするとか、やっぱり目標だとなかなか難しいかなと思って。

この中での審議会委員等に占める女性はもうこれは目標値じゃなくて決定値というふういきちんと分けられるほうがすごく世の中はスムーズに動きやすいのかなとちょっと思ったんですけども、これはこのままでいいんですが。

(会長) いいんですか。

(委員) いろいろあるだろうなと思いつつも、50 とされたらできないかなとは思いますが。

(会長) よくなかったみたいですね。やっぱり 50 はやめたほうがいいんじゃないかと。

50% にすると、審議会、審査会、会の中には有資格者といって、どう

しても男性だけに限定されてしまうものがある。そうしたら 50%は難しいというんだけど、それは言い方を変えたら男が過半数を占める会議はいいけれども女が過半数を占める会議があったらおかしいように聞こえて、女が過半数を占める会議が幾つかあればトータルバランスで 50%は達成できるので、別に女が 50%未満じゃなきゃいけないわけじゃないので、60%でも、ここみたいにもっと多くても本来は。ほかの会議だって女性のほうが多くてもいいのが今はぎりぎり半分だけでもと言っているだけなので。

(事務局) パーセントに引きずられがちですけど、一番は一つも女性が入らない委員会がないようにというのが一つの私たちのほうの目標であって、先生がおっしゃるように 80%女性だと、こういうふうに 1人、2人が男性だというのはいいのか悪いのかというと、今度はそれ自体を考えると逆転していい感じではないかなという認識を持っています。

だから、全体像として 40%と設置はしていますけれども、トータルの部分で辻褄があえばいいだけではなくて、0の委員会を減らす、そっちが先だと思っています。

まだ 40%の達成ができていないので、まずはそこにより近く、今はちょっと努力していて年々上がっているところですので、これをもう少し達成率を上げて、そしてそれからもう一つの段階として 50%、半分にするという取り組みを持つことがいいんじゃないかなと思います。

なので、委員の皆さんの意見等を考えると、「当面 40%、目標 50%」という表現ではいかがでしょうか。

(会長) 目標を達成すればこれはやる必要はないことなので、50%ではなかなか……。

(事務局) 現状として、難しいところになるかと思います。

(会長) ということでございます。

(事務局) 意見としては、反映させるのであればそういう表現を。

(会長) じゃあ、40%、最終目標 50%。わかりました。

絶対こうしなきゃいけないということを決めるところではございません。皆さん方からの意見を十分に取り入れていただくよう努力をしてもらっていると思いますので。

(委員) 45ページの施策 1、2段目の男女のニーズを考慮した避難所運営と物資の整備というところで、女性のあらゆる悩みに対応することが挙げられていますけれども、これは担当する危機管理防災課に女性は何人いらっしゃいますか。

(事務局) 女性は 0 です。

(委員) 0 ですか。「女性による配布」と書いてあるけれども、実際にそれを

誰がやるのかとかが何か見えないなと思っているんですね。

(事務局) 危機管理防災課は全体を統括していて、実際災害が起こったら私たち他部署の職員が駆け込むんですね。避難所に職員が配置されていって、それが長期化するとなったとき、この場合は住民の皆さんに運営していただくという段階になっていくわけですね。

なので、女性のいない職場で配布、実際に大丈夫だろうかというところはなんですが（その点については大丈夫だと思います。）ただ、●●委員がおっしゃるように地域防災、その中でも政策方針決定過程に女性の参画が必要と言っていますけれども、結局地域の自主防災組織だけじゃなくて、市のこういった決め事をするところにもやはり女性の参画が大事だということだと思います。

(会長) 決めるときに想像力が働くかどうかというところが大事だと。

(事務局) そうですね。こういった文章でマニュアルをつくる時は担当課だけではなく、この男女共同参画の計画でもそうなんですけれども、必ず全庁に照会をかけて各課の視点で確認をします。

ですから、避難所などをつくる時は当然、男女共同参画の視点が守られているかどうかというところはチェックをしていますけれども、やっぱり決めるところに女性が参画する必要があるというところは大きな課題だと思っています。

(会長) それについては人事課のほうにそういう意見があるということでお伝えになって、配置替えをお願いしたいしたいと思います。ありがとうございました。

(委員) 65 ページの文脈ですが、7行目、「男性への暴力や子どもの目の前でDVが行われることで子どもが傷つくなど」とありますが、男性への暴力で子どもが傷つくということになってというふうに文脈としてはとられかねないかな。

(会長) ちょっとわかりにくいでしょうからね。

(委員) 「人権軽視があると言われてます」で丸でとまっている。それで、「また、男性への暴力や子どもの目の前でDVが」「子どもが傷つく」。女性への暴力は傷つかないのかと言われたら文脈としておかしいので。

(会長) 「被害者の多くは女性で、その根底には女性の人権軽視があると言われてます。しかし、男性への暴力もDVですし、子どもの目の前でDVが行われることで子どもが傷つくなど、また違った意味での個人の尊厳を侵害することになります」みたいな、文章をここは書き直さないと確かに。

(事務局) そうですね。すいません、今日お配りした資料、差しかえで配った分では…。

(会 長) 差しかえ分の 65 ページのほうでは、「特にDVは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害で」。変わっていますね。

そこで私は関連して、65 ページなんですが、その下に「このような状況を改善していくために、まずはDVを正しく理解し、周囲の協力が得られるように意識啓発や情報提供」。周囲の協力というのは非常に漠然としてわかりにくい、何の協力がしらと思うので、「まずはDVを正しく理解し、個人のみでなく社会がこれを防止できるよう意識啓発や情報提供」という文言のほうがわかりやすくなるかなと思います。

協力って多分、みんながそれに気づいてとめてあげるとか、助けを求められるという意味で周囲の協力という言葉だというのはわかるんですが。

(事 務 局) ありがとうございます。

(会 長) 42 ページ、男性職員の育児休暇取得率。現状値、0%。お子さんが全州市役所職員の中に生まれなかったんですか。目標値、5%。これは今度、国家公務員は日にちまで指定をしていますけれども、これに乗っかって唐津市は日数を定められませんか。

(事 務 局) こちらは関連計画のところに挙げています特定事業主行動計画、これを今、人事課のほうで見直しを行っていますので、おそらくここの数字が関連してくると思います。

(会 長) せっかくだから乗っかっていって。

(事 務 局) そうですね。あくまで人事課の計画の目標値をそのままこちらの計画に挙げるという形をしていますので、人事課の目標値が変わることで育児休業に関しては変わってくると思います。

(会 長) 特に公務員の皆さんに男性の育児休業をとっていただかないと、ほんとうに社会にまでは浸透しないので、一生懸命とっていただきたいと思っています。

ここはもう少し具体的にみんながとりやすいというのかしら、動かざるを得ないような、達成できたらいい具体的な日数を挙げるなり。多分、とっておられるにしても1日とか2日とか3日とか1週間とかなので。でも、1週間であっても、やっぱり数値をきちんと1週間はとってねとか定めて。

国ができるのなら唐津市もできると思う。せっかくだから、このいい機会に悩み悩んでつくられるといいかなと思います。

皆様、ごさいませんか。

(委 員) 男女間のあらゆる暴力の根絶というところで文章が変わったんですけども……。

(会 長) 65 ページ、差しかえの分ですね。

(委 員) 具体的な施策の中で、例えば73 ページの上から3番目、「高齢の人が



らの相談は」というのがありますね。ここは、さっき介護の話もちらっと出ましたけれども、そこで行われる家庭内の暴力というのがあると思うんだけど、そうすると 69 ページのほうも障がい者支援課だけの話ではなくて、障がい、介護全部という部分じゃなくて、高齢者に対する家庭内での暴力があればそっちの課が合うのかなと。

さっきの 73 ページは地域包括支援課となっておりますね。そうすると、69 ページにもそういう視点が合っているのかなと。

(会 長) 反対に国際交流・地域づくり課のほうは 73 ページに持っていつているから、障がい者支援課のほうも 73 ページに持っていくという考え方もあるんですかね。

啓発はこの段階では相談窓口の周知の、69 ページの国際交流とともにというDV防止相談窓口を 73 ページの相談窓口の周知のところに持っていかれると思うんだけど、相談窓口の周知のところに 69 ページの障がい者支援課のこれも情報提供とか啓発なので、この障がい者支援課の分も国際交流と同じように 73 ページに持っていか。

(事 務 局) 72、73 は、そういった被害者の相談窓口をその被害者の状況に応じて、高齢者だったら地域包括、(聴覚)障がいのある人だったら手話通訳、外国人の通訳ということで、69 ページは、障がい者に対するDVが障がい者虐待なのかDVなのかというところもありますし、高齢者に対するDVは高齢者虐待なのかDVなのかというところもあるので、障がい者に対してこうやって分けるのであれば、高齢者に対しても同じように高齢の人に対するDVを含む虐待の防止に関して啓発を行うというふうにしたらどうかということですよ。そこは入れたほうがよさそうですね。

(委 員) 夫婦なのに高齢者と一括りにされるって何でだろう。ややこしいな。

(事 務 局) おっしゃるように、障がい者だけに広報をして高齢者にしていないというような不平等が生まれているみたいですので、そこは再度見直します。入れたほうがどちらかというよさそうな感じです。気づいてくださって、ありがとうございました。

(会 長) ありがとうございます。

では、37 ページですが、教職員の意識向上の推進というところが、校長研修会と教頭研修会「など」とは書いてあるんだけど、これは実際に子どもにかかわる職員に対する研修会というのが具体的に挙がっていないのは、これは校長、教頭に言えば校長、教頭が学校現場職員に意識啓発をしてくれるからでしょうか。

(事 務 局) 市で招集をかけるものは校長会、教頭会というのが主だっております。

(会 長) そこにしかないと。

(事務局) それで分会、給食会とか、そういうふうに分会でそれぞれやっているところですよ。

なので、その枠の中でしているの「など」というふうなことをしていますけれども、全体の何々学校とかいっていきようなことが今のところ予定されておきませんのでこういう表現にしております。

(会長) 学校教育課のほうにはもう少し踏み込んだ取り組み、今ある既存の会で研修会をしますだけではなくて、女らしく、男らしくとかいう言葉で不快な思いをさせないを0%という数値目標を挙げられているのであれば、なおのこと実際に現場で子どもたちに触れ合う教職員に対する教育というのは絶対に必要なものなので、学校単位で行うにしろ、やり方はもうお任せしますが、今までの研修会を続けていくことで0%の達成は難しいと思います。

ですから、目標を0%となさるのであれば、ちゃんとそれに向けての目に見える取り組みをなさる必要はあるのかなと思います。

(事務局) 校長、教頭が「女らしく、男らしく」と発したわけではありませんが、どなたがおっしゃったかわからないけれども、アンケートの中に先生から言われたというのもありますので、それに広く考慮していく必要があります。

(会長) 実際、子どもに触れ合う職員さんに意識の啓発ができなければ全く子どもの被害はとまらないので、もちろん校長、教頭も必要ですし、男女の先生がおられたら女の先生だけにお茶くみをさせている校長先生も少なくともおられます。

女の子は、何でお茶をくまないんだと叱られて、男の子は座っているのに何で私がこれだけ、仕事は同じことをしながらお茶くみをさせられますというクレームとかも。挙げると自分とわかるから挙げられなくて困っている新任の女の先生もおられるので、もっとここはしっかりと。

管理職だけでは0%の目標達成はほぼ不可能だと思いますので、具体的な取り組みを、もう少し新たな取り組みを検討いただく必要があると思います。

私から言うのはこれが最後になります。24 ページです。

24 ページの生活の基盤の整備というところ、生活の基盤の整備の順番だけです。順番をちょっと変えていただきたいというか、生活基盤の整備が必要というときに一番最初に来るのが地域防災の話で、その後に心身の健康が来てという、地域防災が一番最後に持ってくればよくて、「このためには心身の健康づくりに努めるとともに、あらゆる人々が社会参画できるように、ひとり親家庭など、個々に応じた支援が必要ですし、地域防災における女性の参画促進も重要です」みたいな書き方にし

ないと、何か唐津の生活って地域防災から始まるのかなって。すごい災害の多い地域に感じられてしまって。順番を日常の健康づくりから始めてみたらどうかなと思います。

(委員) まず一つ目は、地域防災の担当課に女性がいないというのにまずびっくりして、いまだにそうかと思って、男女参画、男女参画ともう何年か言っているのに何で変わらんのかなと思う。

(会長) ここ(頭)ではわかっているけれども、言動がなかなか同じようにならない。

(委員) 中学生でもしていますので、引き続き考えたら行動してほしいなと思います。

それが一つと、あとは学校の教育現場のことで出たんですけども、うちの娘が通っている高校で、創立以来女子で初の生徒会長をしているんですけども、先生から女やけんと言われていろいろやられた、言われた、どなられたとかいうのが多々あって。そのたびに娘が私に言って、話を聞いて、そしてどうしても私が納得いかないことがあるので、そのときは校長先生のほうに直接言いに行きます。

校長先生は直接生徒と関わって理解のある方で、今3年生なんですけれども、卒業まで頑張れと、途中で逃げるなど言われていますけれども、いろいろ子どもたちは今現在も中学生でも傷ついていますので、行政のほうもすぐ行動に移してほしいなと思う。

今日、さっきまさに出ました。いまだに(防災担当の女性職員が)0とか、それががっかりひっかりしましたので、すぐ行動してほしいな。それだけお願いをします。

(会長) 子どもは教育委員会に電話をかけたり市役所に苦情を言いに来たりしませんからね。でも、これから先の子どもはしますよ。ほんとうに賢くなってきたので。

(委員) 29ページが一番最後のところに、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。性別で役割を固定する考え方に反対する市職員の値が7割っていない。目標80というのは、これは100でもいいんじゃないかなと思いました。

(会長) 反対、どちらかといえば反対まで入れているからね。

(委員) (目標が)低いなと思う。

(事務局) 市職員がそういう意識を持って進めていかないと進まないところですので、おっしゃるとおりだなと思います。

設定したところ大体数字の値は、1割増は最低でもやりたいなというところまでやってきたので提示しておりますけれども、100に訂正をしていきたいと思います。

(委員) 考え方なので、これが家では俺は言っていないからというのじゃなくて、考え方として目指したいなど。

(事務局) 市民ではなく、市職員がそこにちゃんとした理解をするという、市職員の割合が 100 になるのは最終的には当然そこに着地していかなくちゃいけないので、そのように訂正をしておきます。

(会長) 設問もね、性別で役割を固定してそれを押しつけることはよろしくないというものは 100 にならなくちゃいけないですよ。固定する考え方を個人が持たれることはあると思うので、この文章だと 100 にするのはちょっと難しいかなという気がするんだけど。

質問項目を次回変えられるとしたら、この質問項目でいけば 100 になるようにというのだったら、「固定する考え方」ではなくて、その考えを他人に押しつけること、「その考え方を人に押しつけることには反対である」とか、「それは間違っているということに賛成」。何か文章をちょっとまたここは書き直されると、高い数値を見せてほしいです、次回。

(委員) この間、うちの娘と一緒に歩いていたら、男性の同級生と会いました。子ども 3 人を置いて奥さんが家を出られたと。それで、よくよく話を聞いてみたら、浮気をしておられた。

初めは、それは奥さんがいかんやったねという話をしていたんですけども、よくよく聞いたら、その男の人が奥さんにこの考え方を、男は外で働き女は家庭を守るみたいなのを奥さんに押しつけていたらいいんですね。それで、その男の人は家のことを全然しないで奥さんに任せて、子育ても任せてというのを押しつけていたのでうまくいなくて、まだ離婚はしていないけれども奥さんが出てしまったという話をまさにほんとうに聞いたばかりで。

30 歳の私の子どもたちは、考え方が少し現代的になっているんじゃないかと思ったんですけども、いや全然変わっていないじゃないかと思って、それでさっきから、言えなかったんですけども、教育というところが一番大事なんじゃないかと思ったんですよ。

教育的なところでこういう考え方をきちんと、まずはこれから先、子どものうちからそういう考え方をきちんと植え付けて、それで大人になったときに男性も女性もお互いに協力していくというところで結婚生活もうまくいくし、それから社会もうまくいくというのがやっぱりあるんじゃないかと思ってつくづく考えたので、先ほどの先生たちの勉強会とかはとても大事だと思って。

この考え方を先ほど言われたように 100% に持っていくような努力からいい世の中になるというか、いい社会になるというのができていくんじゃないかなと思います。すいません、考え方しか浮かびませんで。

- (会 長) ありがとうございます。ぜひとも100にしたいし、ぜひとも0%にしたいし、ぜひとも教職員の方々にも育児休暇をとってもらいたい。どうぞ。
- (委 員) 60ページの家族経営協定ですが、現状値153件、農家の人口が1万3,518人ぐらいで、大体何割ぐらいがこれを締結されているかとかは。
- (事 務 局) 全体数の率はとっていません。家族経営協定の締結を推進するものとして、農業者年金という制度があります。農業に従事している方が後継者をつくり出すための年金制度で、後継者がいたら年金がもらえるものがあるんですけども、その中の一つとして、こういう協定を結ぶことを担当課では普及をされていますが、全部がそうとは限らないんですよ。
- (会 長) 目標数値が100%となることはあり得ないということですね。該当する世帯というのは全体の中のまた何割かに限られるということですね。
- (事 務 局) そうです。そこの数字をつかんでいないでおりません。
- (委 員) こういうのは漁業とかにもないんですか。
- (事 務 局) ないです。前回、委員のほうからご質問があったように、商工関係で何かないかということで一緒に漁業関係も調べてみたんですけども、農業だけに限ったもののようです。
- (委 員) この活動指標が農業だけに限ったものになっているのかなというのはちょっと感じました。私も具体的にじゃあ何か数字で出るものが、商工自営業とか水産業とかであるのは思いつかないところではあるんですけども、何かあるといいですね。
- (事 務 局) それぞれに農業の部門、漁業の部門、商工の部門で挙げられるものがないかと思って、各課とも協議をしたんですけども、挙げられそうなものというのが見当たらず、ほかのものが情報提供だったりとかそういうことばかりをこの施策のほうには挙げているものですから、これしか今のところ思いつかなくて一つだけ挙げております。
- (委 員) わかりました。
- (委 員) 市役所に相談に来られる方っていろいろなことで困って来られると思うんですね。どこかに行くと、それは何々課ですからあっちに行ってください、そこに行くと、その人は何々課ですのでこっちに行ってくださいとか、たらい回しにされて何も解決しなかったという事例は結構聞きますね。
- 逆に、総合相談窓口みたいなのがあって、その話を聞いた人が、これはこの課の人に話を聞いたらいいと言って、その人が来ます。課の人が来て、そこで話しているうちに、やっぱりこの課の人の話も必要だということがあると……。その中でずっと解決に向かって進んでいくよう

なことって考えられないのかなど。

(会 長) それについては私が。多分、それは別の計画、行政改革とかのほうで考える内容で、男女共同参画の視点からそれを提案するのはちょっと難しいかな。もう機構改革になってしまうので。

(事 務 局) そういうことを望まれているということを担当課のほうに伝えることは私たちの仕事だろうと思っておりますので伝えていきますけれども、委員がおっしゃるように、皆そう思っていると思います。

現実的には市民センターはそうにできています。そちらで届けをされることというのは少ないかもしれませんが、手続きをされる方に座っていただいて、職員が変わっていくというやり方をやっているところが市民センターは多いと思います。

でも、本庁では規模が大きいというところがあって、今度の新庁舎がどういうふうになっていくのかというのがありますけれども、その中なるべく移動させないでという案が出ていたのも確かですので、そういう考えはあるというのはお伝えしておきたいなと思います。

(会 長) ぜひとも新庁舎の設計に当たっては、まさに女性の視点を必ず入れた新庁舎の建設設計をしていただきたい。

(委 員) 24 ページの今後の課題の男女共同参画意識の確立のところ、「子どもに対して性別役割分担意識を抱かせるおそれのある言動が見受けられる」とこういう課題があって、学校での話も出ていて、学校教育の中での役割、教育の大切さというのがずっと言われていて、37 ページを見ると、学校での人権・男女平等教育の推進、以前から取り組んできたことが挙げられています。公民館も各学校にお願いして、中学校の子育てサロンは男子生徒が赤ちゃんや親御さんと接した中でやっぱり子育てに対する理解とか役割分担というのもしっかり認識できている。

そして、学校で開催する研修会というのものもあるんだけど、もう一つ、学校というのは子どもたちが一つの社会を知る一里塚なんですよね。家庭社会から学校社会、そして地域社会につながる一つの社会組織を学ぶ場なんだけども、その場の中で男女共同の意識の環境の中にきちんとその社会があれば、当然、これでいいんだって言える。子どもたちが、例えばランドセルでも、私は茶色でいいんだ、男の子が赤でいいんだとか、上靴でも、黄色が好きだから黄色、赤でもいいよねって、そういう認められている社会環境がそこにあれば、先生たちもそういう子どもたちを応援していく環境があれば子どもの意識というのは次の地域社会に入ったときにも継続されていくだろうなと思うんですよね。

そうすると、学校教育って大体長いんですよね。保育園、幼稚園も含めると子どもたちの意識をつくっていくという中ではとても長いので、

やっぱりその学校教育の中の環境づくり、そこからしっかり男女共同参画の意識をつくっていくというところを入れておくと何かどんどん広がっていくんじゃないかなと。

ずっと追いながら、ここにもう一つ項目が欲しかったなど、今さらになってごめんなさいね、思ったんですけども、皆さんの話を聞いていると、教育現場にいた自分もすごく反省させられるところもあって、ちょっと思いました。

(会長) ありがとうございます。

総合すると、子どもの教育が一番重要で、子どもは差別意識を最初から持って生まれるわけじゃないので、その性別役割分担意識を植え付ける教育がなされない努力というのが必要で、皆さん思っておられるのがやっぱり子どもの時代の男女共同参画意識の啓発というのが最も重要で、そのわりに具体的な施策が心もとないということが非常に心配でおられる方が多いございますということをお伝えください。

(委員) 53 ページの活動指標で、ひとり親家庭のいろいろな貸付金とか給付金の利用人数のところでは指標がない、目標値が入っていないけれども、これは多ければいいという数字ではないことで挙げていないんですか。

(事務局) はい、そうですね。

(会長) では、これで。

皆様方、ありがとうございました。長時間にわたって貴重なご意見をたくさんいただきました。

また、全て反映できるとは限らないんだけど、ぜひとも私たちの意見を十分にこの次の計画の中に反映していただいて、私たちも誰よりも早くこの共同計画を知る者として、市役所のかわりになって、こんなことをやるんだよということの広報にも皆さんと一緒に努めていきたいと思います。

皆様方も今後とも唐津市の男女共同参画の活動にご協力をお願いいたします。

では、事務局にお返しいたします。

(事務局) 池田先生、ありがとうございました。

本日の会議はこれで終了いたしますが、今後の予定をお伝えしておきます。

12月1日から31日までパブリックコメントの実施をいたします。その前に今いただいた意見などをまとめまして、パブリックコメントに出すその資料、公開予定のものを皆さん方にお届けしたいと思っております。

そして、12月で締め切ったところ、1月でそれをまとめまして、そして2月月末ぐらいに協議会を開催をいたしたいと思っておりますので、ご予定をしていただくようお願いをします。

そして、ご都合がありますので早目にお伝えして、最後の最後、全員にお会いして、どうだろうかというご意見をいただきながら、見ていただきながら完成させたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。今日はお疲れさまでした。

(会長) お疲れさまでした。ありがとうございました。